

個人事業税（県税）について

個人事業税は、不動産所得および事業所得を基に課税されます。対象者には8月と11月に金融機関やコンビニエンスストアで納付できる納税通知書を送付します。口座振替をご希望の方は各取扱金融機関でお申し込みください。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響でお困りの方は、徴収の猶予を受ける制度があります。詳細は、青森県庁ホームページをご覧ください。

【お問合せ】 下北地域県民局県税部課税課 ☎22-8581（内線208）

青森県庁HP https://www.pref.aomori.lg.jp/life/tax/003_07kojinjigyoku.html

児童扶養手当について

児童扶養手当は、日本国内に住所があって、次のいずれかに該当する満18歳に達する日以後最初の3月31日までの児童を監護している父または母、父母に代わってその児童を養育している方に支給される手当です。

請求者（児童を監護している父または母、養育者）および同居している扶養義務者など（請求者の親や兄弟など）の所得制限により、手当の一部または全部が支給停止となる場合があります。

【支給対象となる児童の要件】

- 父母が婚姻を解消した児童
- 父または母が死亡した児童
- 父または母が重度の障害の状態にある児童
- 父または母の生死が明らかでない児童
- 父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- 母が婚姻によらないで出産した児童
- 父母ともに不明である児童 など

【手当の額（令和2年4月から）】

児童の数	全額支給の場合（月額）	一部支給の場合（月額）
児童1人のとき	43,160円	42,150円から10,180円の範囲
児童2人のとき（加算額）	10,190円	10,180円から5,100円の範囲
児童3人のとき（加算額）	3人目から児童1人増すごとに 6,110円を加算	3人目から児童1人増すごとに 6,100円から3,060円を加算

【手当の支給日】

手当は認定を受けると、請求した日の属する月の翌月分から支給され、1月、3月、5月、7月、9月、11月（原則として各月とも11日が支払日ですが、休日または祝日の場合はその前の金融機関営業日）の年6回、支給月の前月までの分が指定した金融機関の口座に振り込まれます。

【一部支給停止措置について】

児童扶養手当支給要件に該当した日から7年、または、受給開始から5年のいずれか早い方の期間が経過した際、就労などが困難な事情がないにもかかわらず、就業意欲が見られない場合、手当の2分の1が支給停止になります。ただし、就業・求職活動中などの場合は、所定の届出を行えば、一部支給停止にはなりません。

上文の届出については、対象者に事前にお知らせしますので、定められた期間内に届出を行ってください。届出が遅れると、期間が満了する月の翌月分から一部支給停止になりますのでご注意ください。

※児童扶養手当の請求手続きなどについては、担当までお問合せください。

【お問合せ】 福祉健康課 介護・福祉係 担当：和田